（映像等の送受信による通話に係る取組の推進）

第四十一条　政府は、被告人又は被疑者（以下「被告人等」という。）にとって、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあっては、刑事訴訟法第三十一条第二項の許可があった後に限る。）（以下「弁護人等」という。）の援助を受けることが重要であることに鑑み、同法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けている被告人等と弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進するものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣　岩屋　毅
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元

特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中リをルとし、チをヌとし、トをチとし、チの次に次のように加える。

リ　借入金

第五十三条第二項第一号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　投資財源資金から生ずる収入

第五十三条第二項第二号中チをヌとし、ホからトまでをトからリまでとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　借入金の償還金及び利子

第五十三条第二項第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　投資財源資金への繰入金

第五十五条中「同勘定における」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務に係る同法第四条第一項の規定による株式会社日本政策金融公庫に対する出資及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の九の規定による株式会社日本政策投資銀行に対する」に改め、「、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費」を削る。

第五十七条第二項を削り、同条第三項中「並びに前項に規定する一般会計からの繰入金」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九条第一項中「一般会計」を「同勘定」に、「投資財源資金の運用による利益金」を「第三項の規定による組入金」に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「予算で定めるところにより、使用するものとする」を「出資の払込金及び貸付金に要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、投資勘定の歳入に繰り入れることができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の投資勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3　投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、出資の払込金及び貸付金に充てるために必要な金額を、投資財源資金に組み入れるものとする。

4　投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上出資の払込金及び貸付金に要する費用に不足を生じた場合には、投資財源資金から補足するものとする。

第六十一条に次の一項を加える。

2　投資勘定における借入金対象経費は、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費とする。

第六十三条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正）

第一条　下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

第一条中「下請代金の支払遅延等」を「製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「公正ならしめる」を「公正にする」に改める。

第二条第一項中「これら」を「専らこれら」に、「金型又は」を「金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は」に、「金型の」を「当該型若しくは工具の」に改め、同条第十項中「下請代金」を「製造委託等代金」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、「役務提供委託」の下に「又は特定運送委託」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は出資」を「若しくは出資」に改め、「超える法人」の下に「又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人」を加え、「又は提供」を「、提供又は運送」に、「第七項第一号又は第二号」を「第八項第一号、第二号又は第五号」に、「前項第一号、第二号又は第五号」を「第八項第三号、第四号又は第六号」に、「前項第三号又は第四号」を「第八項第三号、第四号又は第六号」に、「前項各号」を「同項各号」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項各号中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同項に次の二号を加える。

五　常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六　常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの